

商品概要説明書

普通貯金

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・普通貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年２月と８月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客様は 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客様はキャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 - また、自動送金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無利息型（決済用）へ切替えることができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会本支所またはリスク統括部（電話：０８３－９７３－１１８２）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク統括部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。

	山口県弁護士会仲裁センター (電話：０８３－９２２－００８７) 広島弁護士会仲裁センター (電話：０８２－２２５－１６００) 福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州)(電話：０９３－５６１－０３６０) (福岡)(電話：０９２－７９１－１８４０) (久留米)(電話：０９４２－３０－０１４４) 東京弁護士会紛争解決センター (電話：０３－３５８１－００３１) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話：０３－３５９５－８５８８) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話：０３－３５８１－２２４９) 民間総合調停センター(大阪府)(ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 26 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ山口信連